

# 東近江市住まいる事業補助金要件チェックリスト

住まいる事業補助金の「市民子育て住宅取得事業」又は「Uターン者住宅取得事業」の要件に合致するかを確認するチェックリストです。質問3で「はい」と回答された方は「市民子育て住宅取得事業」に、質問5又は6で「はい」と回答された方は「Uターン者住宅取得事業」の要件に合致しますので、交付申請を行うことができます。

※質問は交付申請者(住宅の所有権の2分の1以上を有するもの)の視点で回答ください。

## 《申請者の要件》

質問	交付対象要件	はい	いいえ
	申請者は補助金の交付対象となる住宅の所有権を2分の1以上有する。	<input type="checkbox"/> 質問1へ	<input type="checkbox"/> 所有権を2分の1以上有する方が申請してください。

質問	交付対象要件	はい	いいえ
1	平成31年1月1日時点で、東近江市内に住民票を置いており、引き続き市内に住民票を置いている。	<input type="checkbox"/> 質問2へ	<input type="checkbox"/> 質問4へ

## 市民子育て住宅取得事業の要件

2	交付申請時に0歳児から中学校修了前の子どもがいる世帯で、補助金の交付対象となる住宅に引き続き、その子どもと同居する。	<input type="checkbox"/> 質問3へ	<input type="checkbox"/> 交付対象外です。
3	平成31年1月1日時点で、申請者は40歳未満である。(昭和54年1月2日以降生まれである。)	<input type="checkbox"/> 交付対象です。 (市民子育て)	<input type="checkbox"/> 交付対象外です。

## Uターン者住宅取得事業の要件

4	補助金の交付対象となる住宅に住民票を異動する日から起算して2年間以上東近江市以外の市区町村に住民票を置いていた。(東近江市から2年以上転出していた。)	<input type="checkbox"/> 質問5へ	<input type="checkbox"/> 交付対象外です。
5	過去に東近江市に居住しており、それを証明できる書類がある。 ※この要件に合致する場合は交付申請書に証明できる書類を添えて御提出ください。	<input type="checkbox"/> 交付対象です。 (Uターン者)	<input type="checkbox"/> 質問6へ
6	両親又は祖父母が平成31年1月1日時点で東近江市内に住民票を置いており、引き続き市内に住民票を置いている。(義父母、義祖父母が市内に住民票を置いている場合でも可)	<input type="checkbox"/> 交付対象です。 (Uターン者)	<input type="checkbox"/> 交付対象外です。

上記のとおり、私は  市民子育て住宅取得事業  Uターン者住宅取得事業 の要件に合致しますので、交付申請を行います。

(申請者)

住所

氏名

印